

## ① 健診受診で健康になるチャンスを逃さない！

新型コロナウイルス感染症への懸念から健診や医療機関への受診控えが続いています。

厚生労働省ホームページ「上手な医療のかかり方」では、コロナ禍でも健診を受け健康を保つ重要性が示されています。(9ページコラム～新型コロナウイルス感染症～vol.8 参照)

知らず知らずのうちに血管の傷みが進んでいく「生活習慣病」や、2人に1人はかかると言われる「がん」も早期では無症状であることがほとんどです。定期的に健診やがん検診を受けることが、生活習慣病の予防やがんの早期発見・早期治療につながります。

まずは自分の体をきちんと知ることが健康維持の第一歩です。

## ② 集団健診会場では感染症対策のため以下の取り組みを行います



受付時間の割振りを行い密集を防ぐ



自宅および健診会場入り口での検温



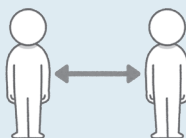
受診する方や健診スタッフの体調確認



マスク着用の徹底



こまめな手指消毒



一定距離を確保しながらの実施



健診会場の換気



触れる場所の定期的な消毒

※個別(医療機関)健診会場でも、感染症対策を実施しています。

※案内受付時間での来場や、体調が悪い場合の受診日の変更にご協力をお願いします。

## ③ 市民健診では、どのような健診を受けることができるの？

## ● 集団健診

基本健康診査(若年健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査)、がん検診(肺がん検診、胃がん検診、胃がんハイリスク検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診)、骨粗しょう症検査、肝炎検査を受けることができます。

集団健診は、各地区公民館などの会場および検診車での受診になります。

## ● 個別(医療機関)健診

基本健康診査(特定健康診査、後期高齢者健康診査)、乳がん検診、子宮がん検診、歯周病検診を受けることができます。(ただし、契約医療機関に限ります。)

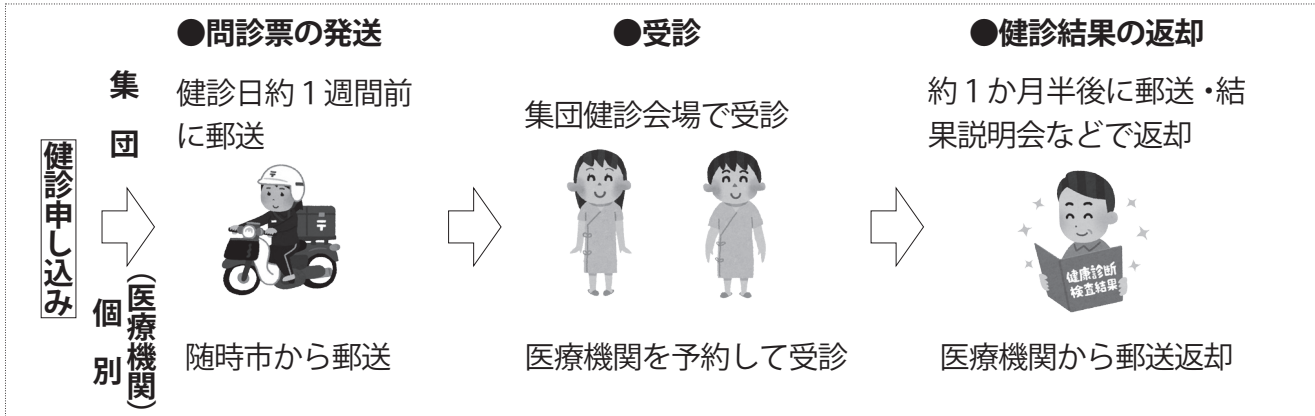
基本健康診査、がん検診、その他の検査については、加入している保険の種類・年齢・性別によって受診できる項目や自己負担額が違います。

ご自分が受診することができる項目については、2月中旬から下旬に送付する申込書および健診の手引きをご覧ください、ご自分に合った内容でお申し込みください。

#### ④ 健診費用について

令和3年度から、集団健診で受診する健診で負担金をいただく項目が追加になります。詳細は、広報おたわら1月号、または2月中旬から下旬に送付する申込書をご覧ください。なお、個別（医療機関）健診に係る自己負担額の変更はありません。

#### ⑤ 健診の流れ【申し込み→受診→結果の返却】



結果が届きましたら、内容をよく確認しましょう。

健診結果から、体の状態を知り、健康な状態を維持するために活用しましょう。

## 2月24日(水)から令和3年度市民健康診査の申し込みがはじまります

新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、市対策本部の判断のもと健診を実施します

- 申込書の配布方法… 2月17日(水)から順次世帯ごとに申込書を郵送します。黄色の封筒の中に対象者一人1通ずつ申込書が入っていますので、必ず開いて記載内容の確認をお願いします。
- 申込開始… 2月24日(水)から
- 申込方法… インターネット、電話、FAX、郵便のいずれかの方法でお申し込みできます。
- 受診希望日について  
健診会場ごとに定員がありますので、定員を超えた場合は、受診日を変更していただくことがあります。
- 社会保険加入者の方へ  
40歳以上で社会保険に加入している方が特定健診を受診される場合は、医療保険者から発行される「特定健康診査受診券」が必要です。なお、各種がん検診を受診される場合は、受診券は不要です。
- その他… ご不明な点や申込書が届かない場合は下記へお問い合わせください。

### コラム ～新型コロナウイルス感染症～ vol.8

#### 新型コロナウイルス対策を踏まえた『上手な医療のかかり方』

新型コロナウイルス感染症への感染の懸念から、緊急事態宣言下では、集団で実施する各種検診を延期するようお願いをしていました。

しかし、病気には自覚症状が現れにくいものも少なくありません。自分の身体を知ることが健康づくりの第1歩です。健康が気になる今だからこそ、かかりつけ医に早めに相談し、健診や予防接種は予定どおり受けましょう。

- 1 過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。
- 2 コロナ禍でも健診や持病の治療、お子さまの予防接種などの健康管理は重要です。
- 3 医療機関や健診会場では、換気や消毒でしっかりと感染予防対策をしています。
- 4 健康に不安がある時は、まずはかかりつけ医・かかりつけ歯科医に相談しましょう。

参考：厚生労働省作成「上手な医療のかかり方」

**問** 健康政策課 **本** 3階 「健康おたわら塾」では、さまざまな健康情報をお届けしています。  
**TEL** (23) 7601 さらに詳しく知りたい方は、健康政策課へお問い合わせください。